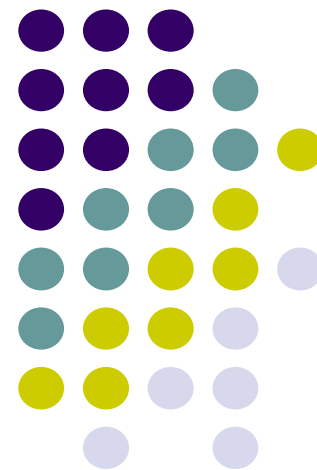


# 建設業における労働災害の 防止対策について

令和5年6月13日(火)

富士労働基準監督署



# 次 第

- 全国安全週間について
- 労働災害防止推進計画について
- 労働災害の発生状況について
- 労働災害防止対策について
- その他お知らせ



# 全国安全週間について

全国安全週間は昭和3年からスタートし、  
「労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着」  
を目的として毎年実施されてきました。  
今年で96回目となります。

令和5年度スローガン

**「高める意識と安全行動**

**築こうみんなのゼロ災職場」**

実施期間	7月1日～7月7日
準備期間	6月1日～6月30日



## 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等の経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者への意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施（経営トップなど）
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



## 業種横断共通実施事項

- ① 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ② 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ③ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ④ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ⑥ 高年齢労働者に対する「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- ⑦ 外国人労働者等に対する母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ⑧ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知



## 建設業における実施事項

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ③ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ⑤ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ⑥ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- ⑦ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策安全衛生活動の推進
- ⑧ 各種設備の点検の実施、安全装置の稼働状況などの確認
- ⑨ 作業手順書の作成、リスクアセスメントの取り組み状況の確認
- ⑩ 災害発生時や天災などの緊急時の措置に係る必要な訓練の実施(連絡体制、避難経路、救護措置、装備品の確認など)



## 全国安全週間を終えても継続的に実施する事項

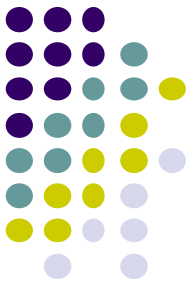
- ① 安全衛生活動の推進
  - ア 安全衛生管理体制の確立
  - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
  - エ リスクアセスメントの実施
  - オ その他の取組
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策（墜落・転落、重機災害など）
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策（転倒災害、交通労働災害、熱中症対策など）



## 安全週間中に実行していただきたい事項 まとめ

- ① 経営トップにおける活動
- ② 安全装置の取り付け位置及び機能確認
- ③ 雇い入れ及び配置転換教育資料
- ④ 4S活動
- ⑤ 見える化の推進及び各表示類の見え方確認
- ⑥ リスクアセスメントの導入・活動の充実化
- ⑦ 作業手順書の整備
- ⑧ 高年齢労働者及び外国人労働者への配慮





# 第13次労働災害防止推進計画（静岡局）

## 第13次労働災害防止推進計画（5か年計画）の最終評価

### 静岡労働局の目標値

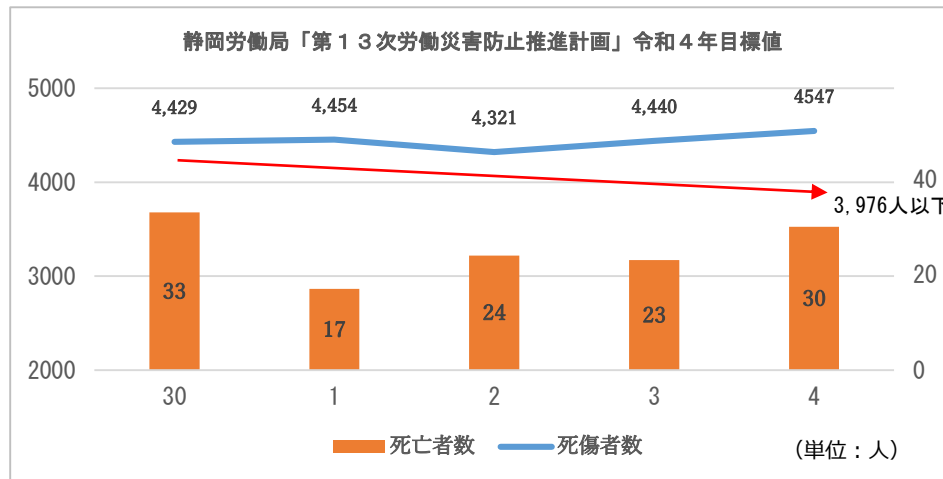
死亡災害・・・5年間で127人以下（12次防150人の15%以上減）

休業災害・・・令和4年を3,976人以下（平成29年の5%以上減）

### 結果

死亡災害・・・127人 達成

休業災害・・・4,547人 未達成（8.6%増）（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）





# 第14次労働災害防止推進計画

## 第14次労働災害防止推進計画

令和5年度から令和9年度（災害統計は、令和5年から令和9年）

### 13次防との変更点

従来の災害防止計画は、ある一定の災害発生数の現状を軸としてその目標に対しての対策を講じ、目標値を目指す計画となっていたが、14次防においては、労働者の協力の下、事業者において実施される事項を「アウトプット指標」（取組目標）として定めて、重点目標を定める。

また、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項を、「アウトカム指標」（成果・達成目標）として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とする。



## 8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進  
（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）



## 最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透



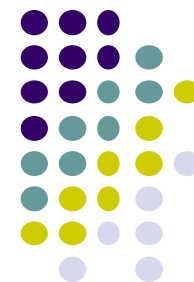
## 計画の総合的な目標（静岡局）

### 死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を**5%以上減少させる**

### 死傷災害

2022年（令和4年）と比較して、2027年（令和9年）までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、**減少に転じさせる**



# 1. 建設業における死亡災害の撲滅

## 目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

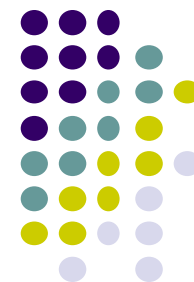
## 主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



## 目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。



## 2. 転倒災害の増加傾向への歯止め

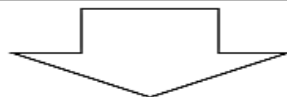
### 目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。  
転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

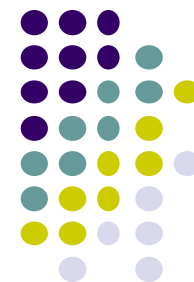
### 主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



### 目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。



### 3. 外国人労働者の労働災害の撲滅

#### 目標

外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

#### 主要課題

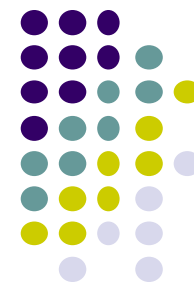
- ・ 製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・ 玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



#### 目標達成に向けた取組

- ・ 外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・ 関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・ 就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。





## 4. ストレスチェック制度のさらなる浸透

### 目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

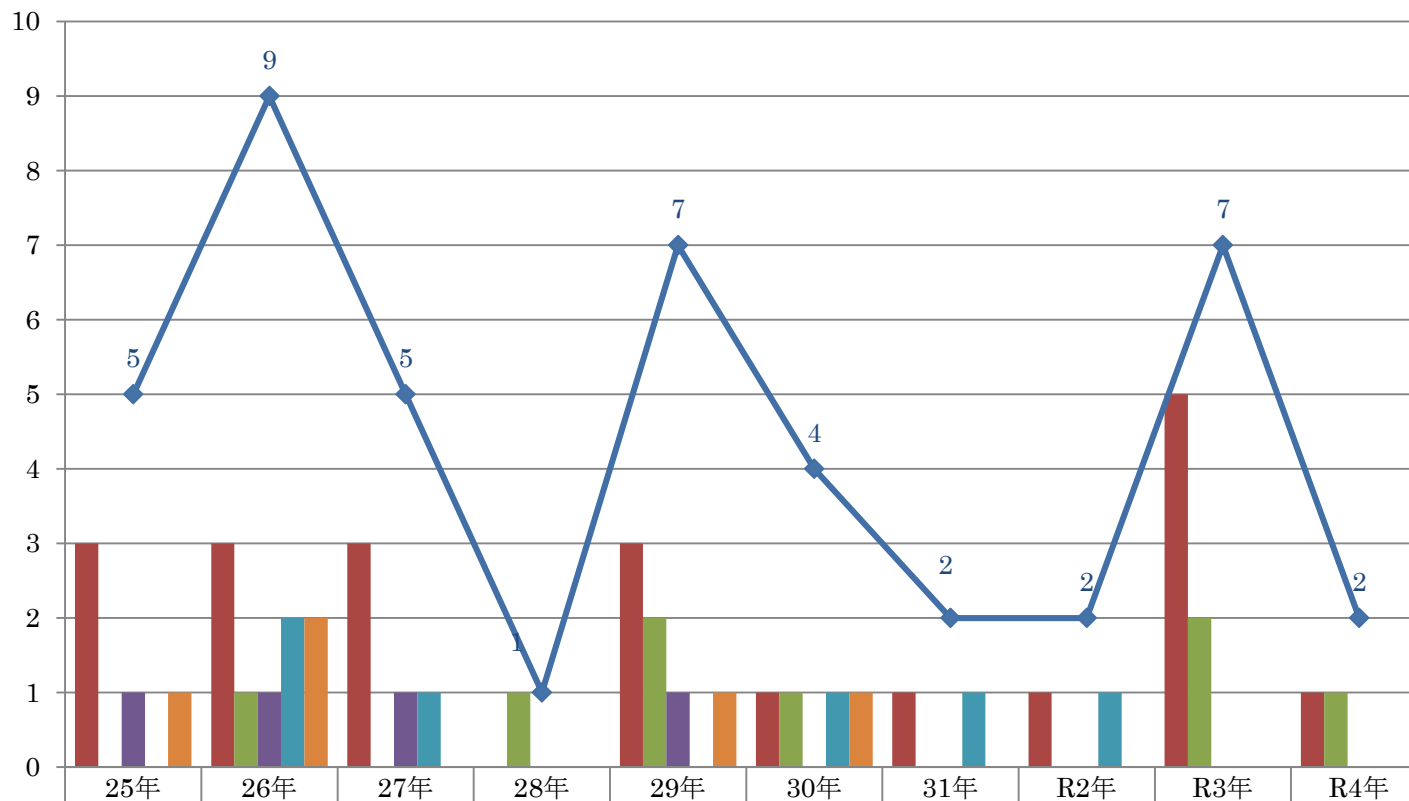
### 主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

### 目標達成に向けた取組

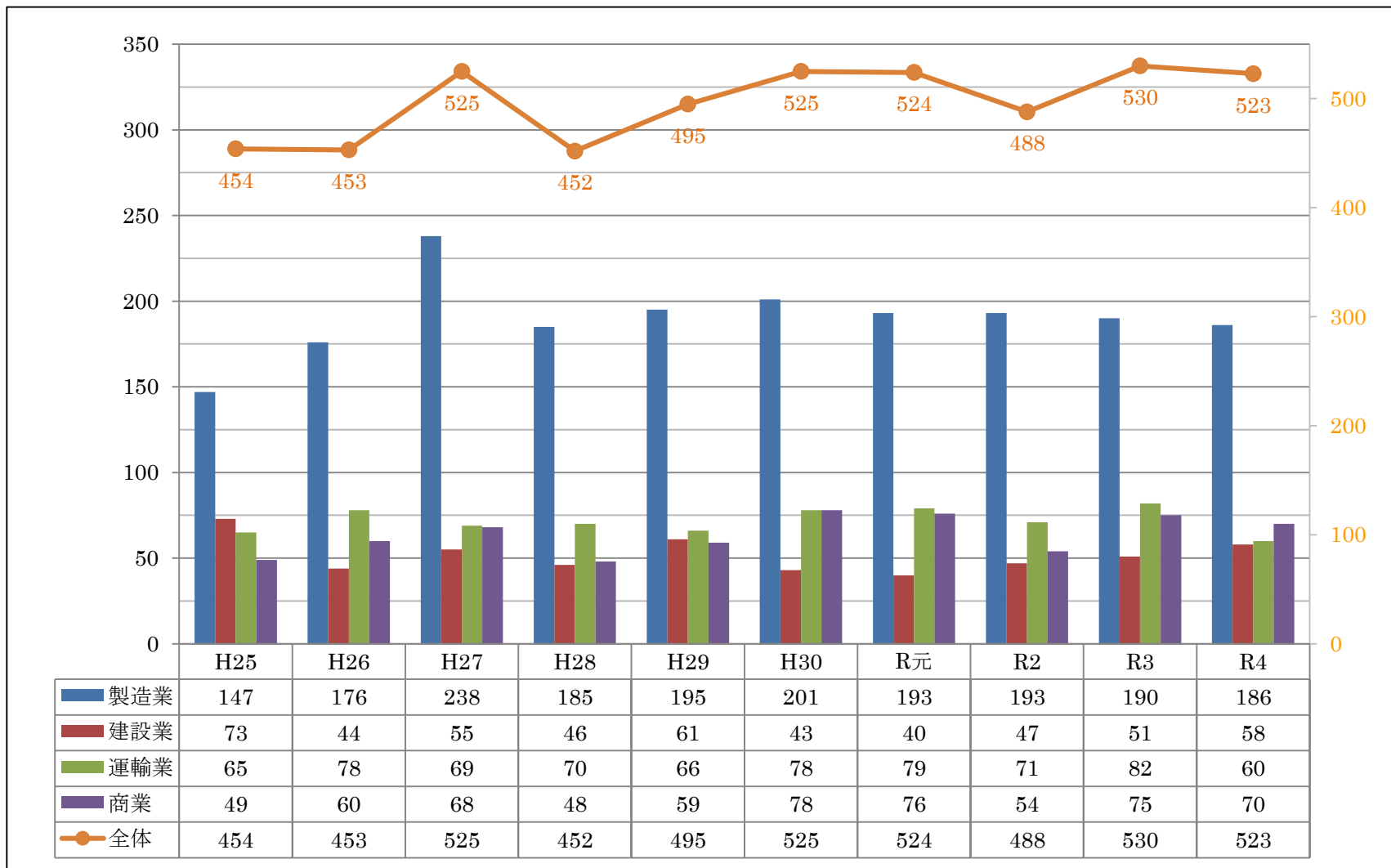
- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

# 死亡災害の年別推移(富士署管内)



製造業	3	3	3	0	3	1	1	1	5	1
建設業	0	1	0	1	2	1	0	0	2	1
運輸交通業	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
商業	0	2	1	0	0	1	1	1	0	0
その他	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0
全業種	5	9	5	1	7	4	2	2	7	2

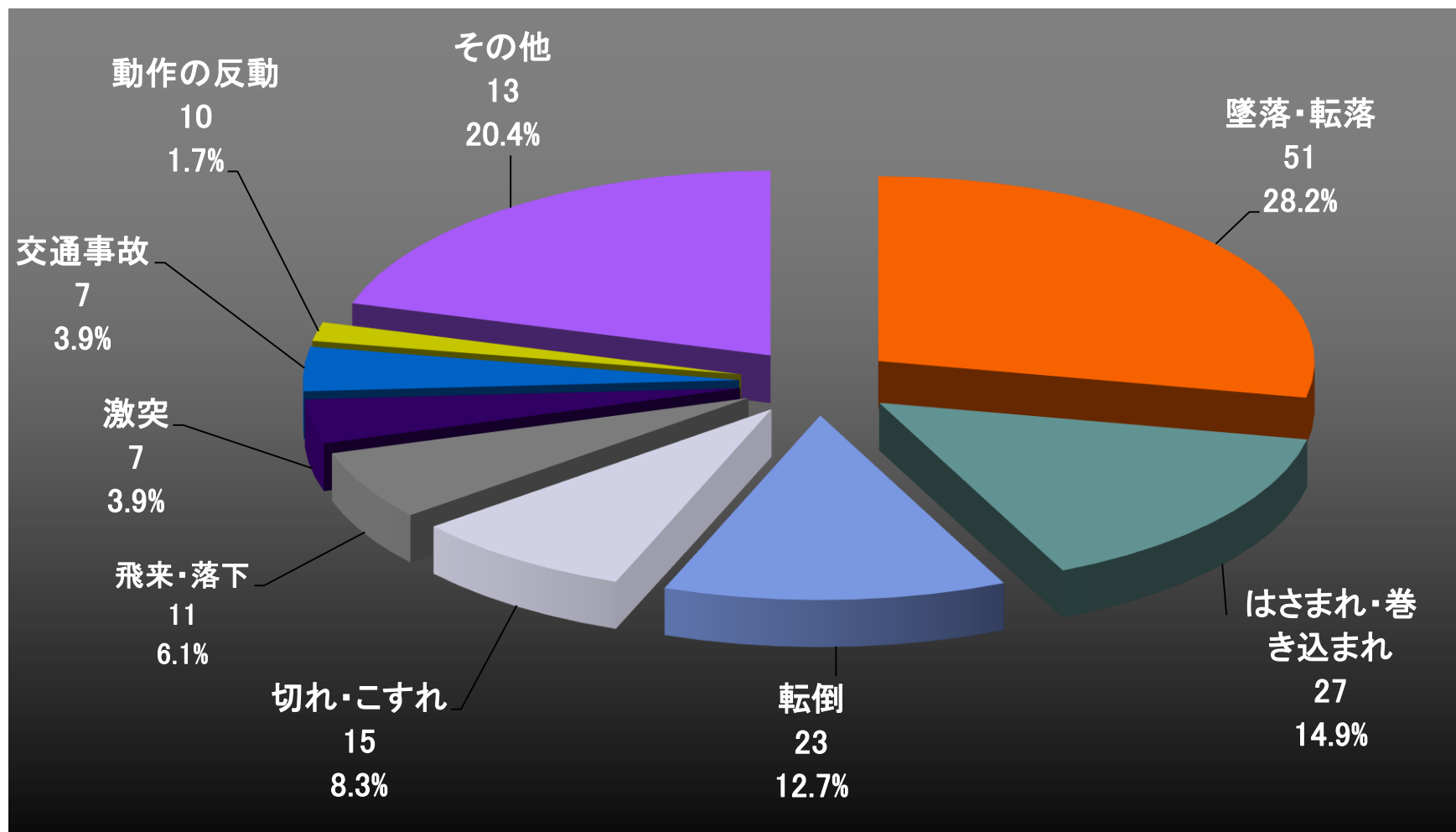
# 死傷災害の年別推移(富士署管内)





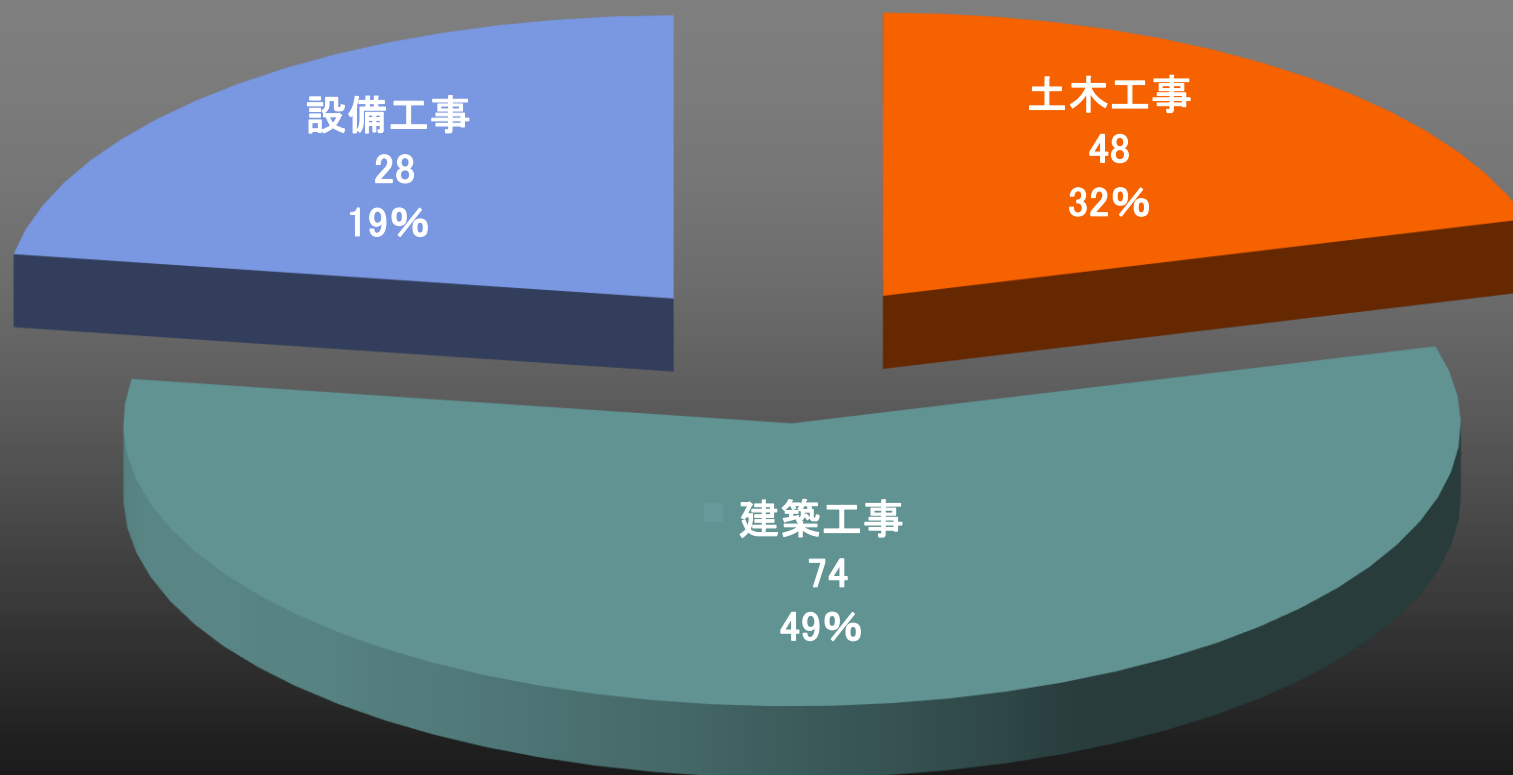
# 建設業における事故の型別

令和2年から令和4年建設業死傷災害160件の内訳（富士署）



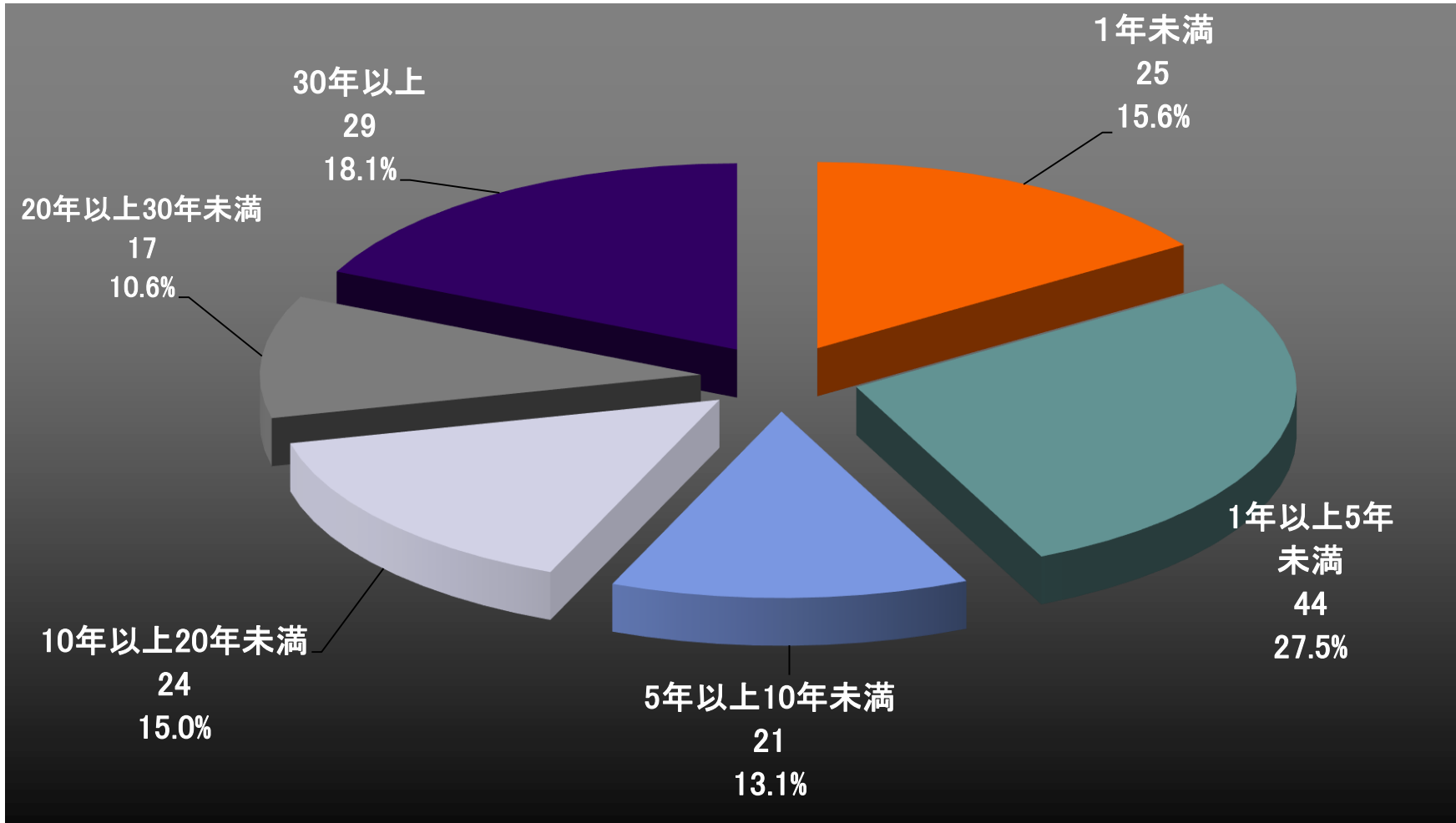
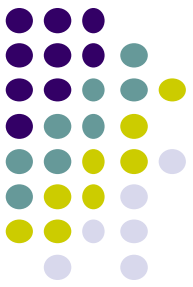
# 建設業における事故の型別

令和2年から令和4年建設業死傷災害160件の内訳（富士署）



# 建設業における事故の型別

令和2年から令和4年建設業死傷災害160件の内訳（富士署）





## 災害発生状況のまとめ

- 死傷災害は523名で、令和3年と比較して7名減少した。(新型コロナウイルス感染症を除く)
- 建設業は、4年連続増加して58名であった。
- 建設業の過去3年の死傷災害の事故の型別では、墜落・転落が28.2%と最も多く、次いではさまれ・巻き込まれの14.9%、転倒の12.7%であった。
- 工事の種類別では、建築工事業が49.0%と約半数を占めている。
- 経験年数別では、5年未満の割合が43%と高い、30年以上のベテラン18%と高い。

# 令和4年 死亡災害事例（富士署）



No	業種	性別	災害発生状況	事故の型
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	男	<p>パルパーに投入する原料パルプの番線等を取除く作業を同僚と2名で行っていた被災者が、原料パルプを反転させる反転機（原料下部の番線，包装紙除去のため反転させる装置）のセンサー不具合発生のため反転機の調整作業を柵内に入り込み行っていた際、閉まってきたクランプ（反転のため原料固定用）と反転機のフレームに挟まれたもの。</p> <p>調整作業は、機械を停止せずに実施していた。</p>	はさまれ・巻き込まれ
2	建設設備工事業	男	<p>店舗内の照明設備（高さ約3.5m）を交換するため、脚立足場（2つの脚立の間に足場板を設置したもの）の上に立ち作業をしていたところ、足場板の上から転落し、頭部を床面に強打したもの。</p> <p>足場板高さは約1.8mで、脚立には固定されていた。保護帽は着用していたが、転落の衝撃で外れていた。</p>	墜落・転落





## 事業者、発注者に対する規制

- 労働安全衛生法(以下 安衛法)で明確化
- 第3条・・・事業者・発注者等の責務

## 労働者に対する規制

上記に対して、労働者側にも第4条において、必要事項を守るよう、規制している。



## 安衛法第3条第1項（事業者）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害を防止のための**最低基準を守るだけでなく**、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。



## 安衛法第3条第3項（発注者）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、**安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように**配慮しなければならない。

# 労働安全衛生法における発注者、元方事業者、 関係請負人の労働災害防止に関する義務（建設業）

## 発注者の義務

発注者

- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮（法第3条第3項）
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名（法第30条第2項）

## 元方事業者等の義務

元方事業者

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
  - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
  - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）
- （請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）

## 労働者を雇う事業者の義務

関係  
請負人

関係  
請負人

- 機械等の安全対策（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など）
- 足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策（化学物質の管理、ばく露防止など）
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育など）
- 作業環境測定
- 健康診断の実施（一般健康診断、特殊健康診断）など

労働者

労働者



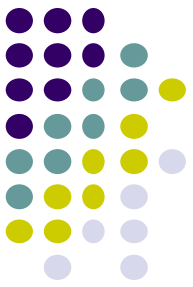
## 現場管理の留意点

- 関係請負人の適正把握できていますか？
- 関係請負人への指導してありますか？
- 作業計画作成してありますか？
- 足場の管理できていますか？



## 関係請負人の適正把握できていますか？

- ▶ 新規入場時の確認
  - 労働者の所属はどこ？
  - 資格は携帯している？
  - 持ち込み機械の不備はない？



## 関係請負人への指導していますか？

- 作業場の巡視できていますか？
- 安全協議会開いていますか？
- スポット入場者のチェックしていますか？
- 技術上の指導していますか？
- 連絡調整していますか？



## 作業計画作成してありますか？

- 関係請負人は作業計画作成してありますか？
- 作業計画の内容をチェックしてありますか？
- 元方のルールに適合してありますか？





## 足場の管理できていますか？

- 足場の基準理解していますか？
- 組立方法指示していますか？
- 点検実施していますか？

# わく組足場の場合

①「交さ筋かい」 + 「下さん等」 (高さ15cm~40cm)

②「手すりわく」

いずれかでOK

わく組場

高さ15~40cm  
の位置に下さん

高さ15cm以上の  
幅木でもOK

手すりわく

check!

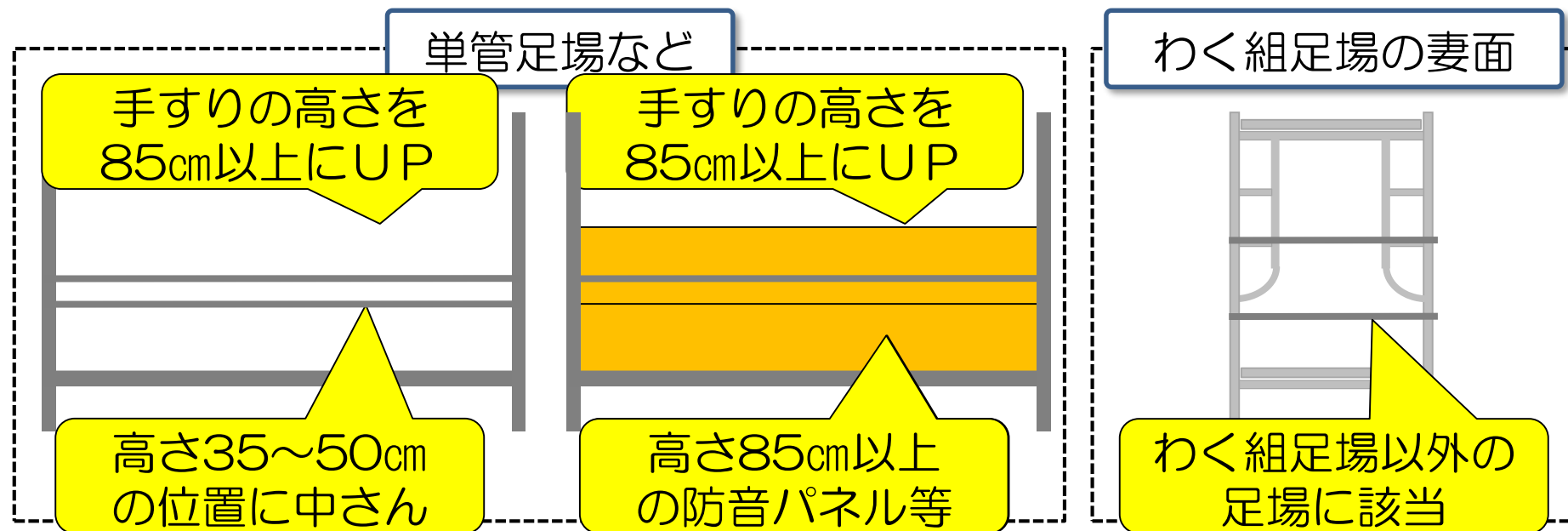
- 従来は「交さ筋かい」を高さ75cm以上の手すり等と見なしていたが、改正後は下さん等の設置が必要

# わく組足場以外の足場の場合

両方必要

①手すりの高さアップ（高さ75cm → 85cm）

②手すりに加え、「中さん等」（高さ35cm～50cm）



check!

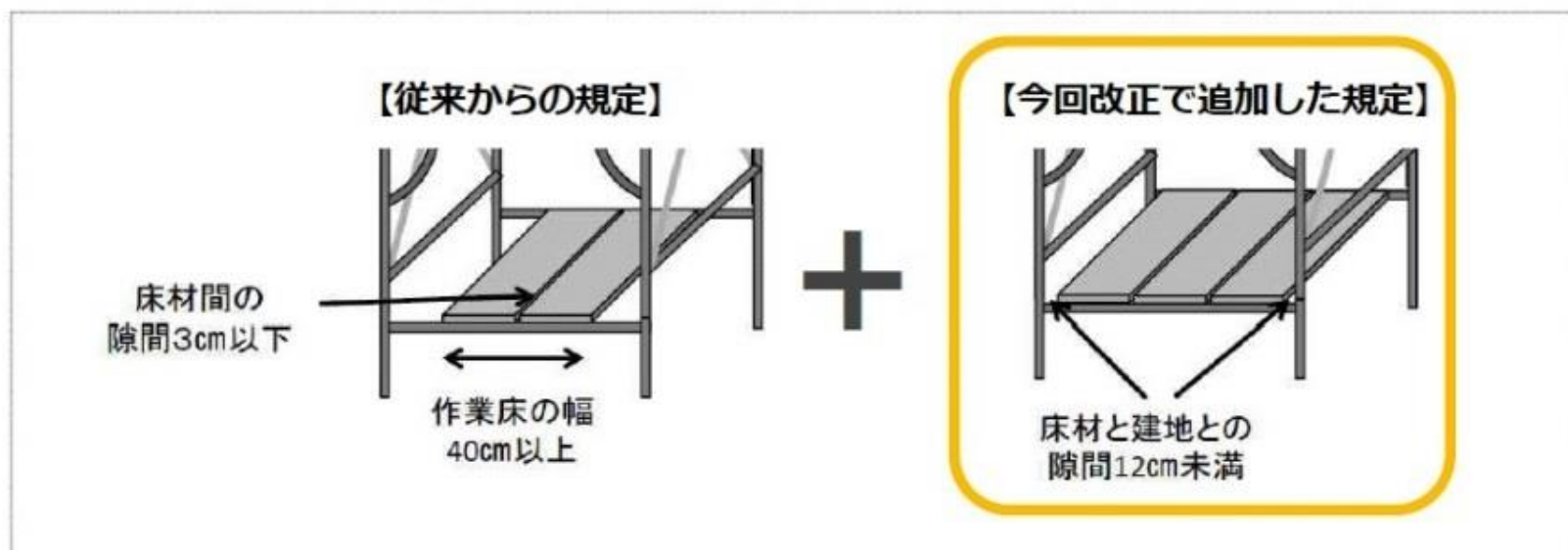
- 「一側足場」（建地1本で荷重を支える足場）は適用外
- 「中さん」には繊維ロープ等たわみのある材料は使用不可

## 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

### (1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。



# 足場における点検等の実施

結果は請負った仕事  
終了するまで保存

実施時期	足場の種類	事業者		注文者	
		点検等	記録等	点検等	記録等
日々の作業開始前	つり足場	Blue	Diagonal	Diagonal	Diagonal
	つり足場以外	Red	Diagonal	Diagonal	Diagonal
悪天候後の作業開始前	つり足場	Blue	Red	Blue	Red
	つり足場以外	Blue	Red	Blue	Red
組立等の後の作業開始前	つり足場	Blue	Red	Red	Red
	つり足場以外	Blue	Red	Red	Red

異常を見つけた  
場合は補修

- は新たに義務付け
- は項目拡充

# はしご等による災害防止



## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

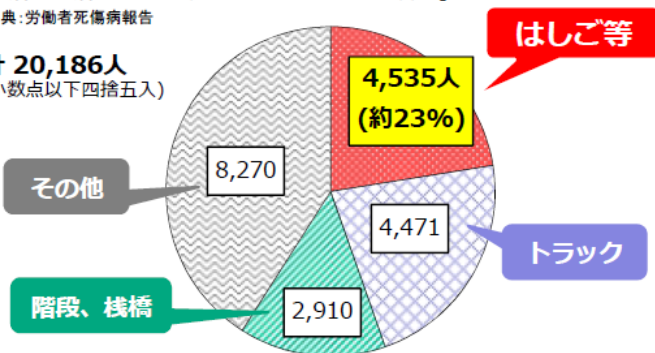
※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典：労働者死傷病報告

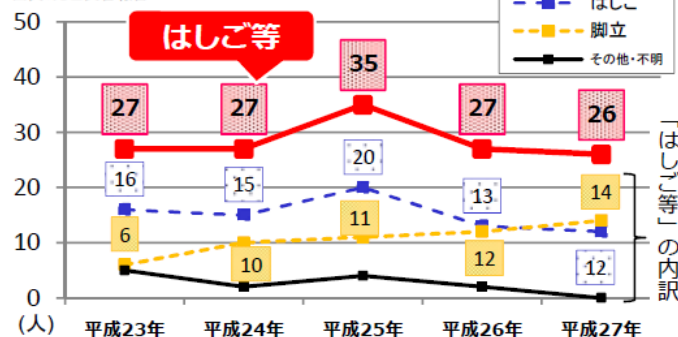
計 20,186人  
(小数点以下四捨五入)



### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

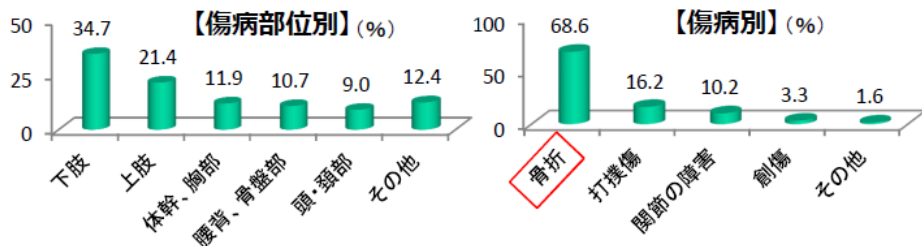
出典：死亡災害報告



## 参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
**骨折が全体の約3分の2**を占め、重篤な災害につながりやすい。

参考：「菅間教，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」



# はしご等による災害防止



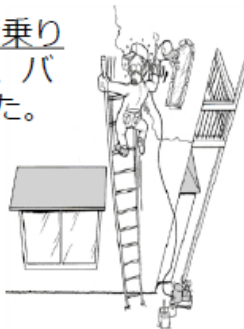
## はしご

### No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

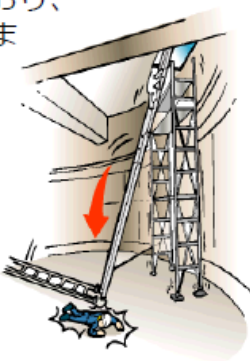


### No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



## 脚立

### No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

#### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



### No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持(\*)がとりやすい。



以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車**などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



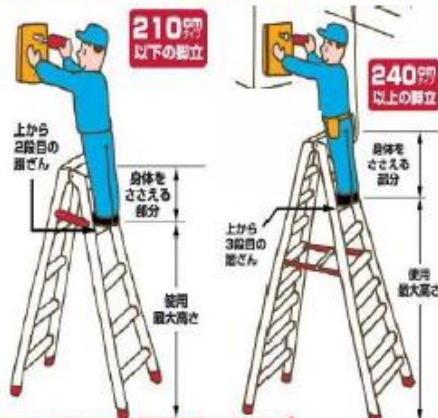
こういった後付けの安全器具もあります



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）



### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する







# 安全衛生クイズ

## 問1. 足場関係

安衛法では、足場設置基準が定められています。以下の記述を○×で回答してください。

	質 問	回 答 (○ or ×)
①	作業床の幅は、40cm以上(ただし、一側足場、つり足場は除く)の幅で設置しなければならない	
②	枠組み以外の足場の手すりは、高さ90cm以上、中さんは30cm以上50cm以下としなければならない	
③	枠組み足場の下さんは、高さ15cm以上の位置に設けなければならない	
④	作業床間の隙間は、3cm以下としなければならない	
⑤	床材と建地との隙間は、10cm以下としなければならない	
⑥	枠組足場の妻側手すりは、枠組み以外の基準と同等であればよい	



# 安全衛生クイズ

## 問2. 墜落転落関係

墜落転落に関する基準について、以下の記述を○×で回答してください。

	質 問	回答 (○ or ×)
①	作業床の端、開口部等で墜落による労働者に危険がある場合に囲い等設ける必要があるのは、高さ2m以上に限る	
②	高さが2m未満であれば、昇降設備を設ける必要ない	
③	作業床の端等で囲い等が設置できないときは、墜落制止用器具等使用させることができるが、労働者はその使用を守らなくても違反とはならない	
④	スレート等で踏み抜きの危険がある場合に使用する歩み板は、幅が24cm以上必要である。	



# 安全衛生クイズ

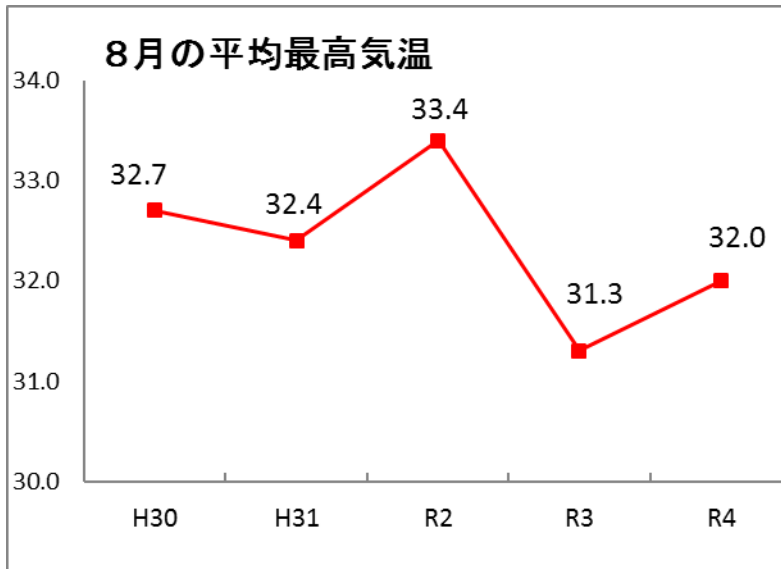
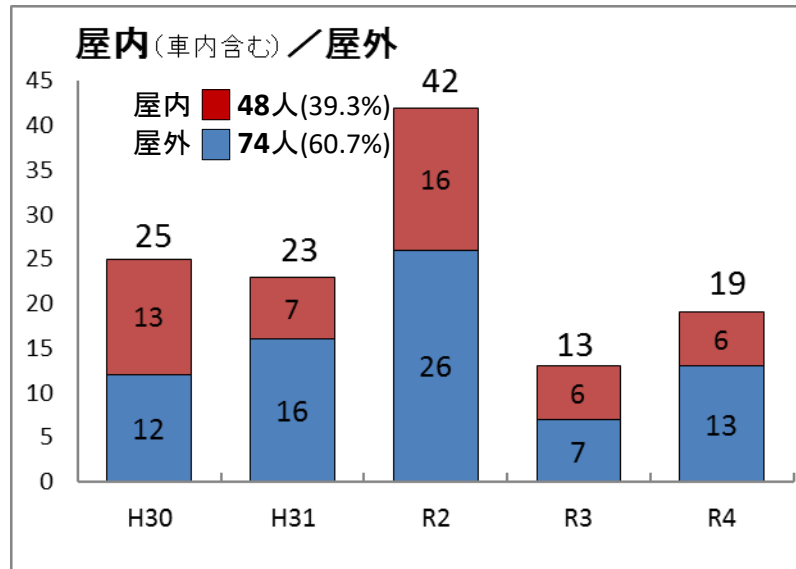
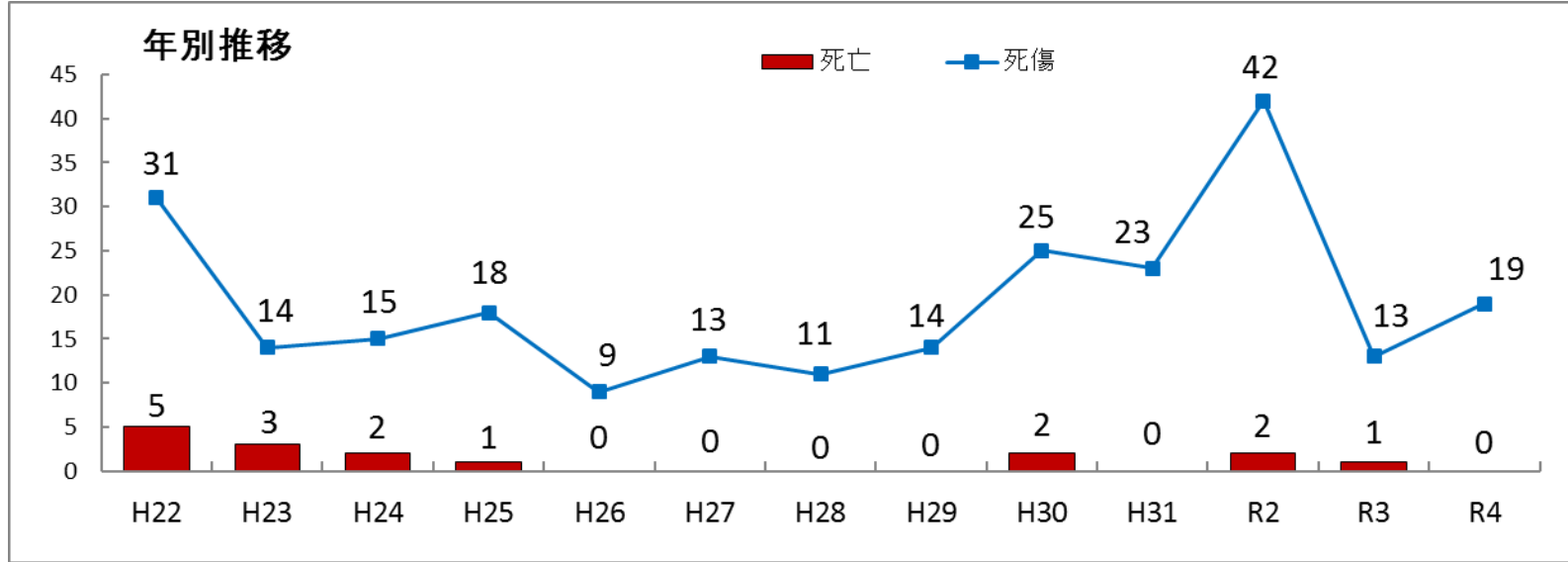
## 問3. 建設機械関係

建設機械等を使用する場合の基準について、以下の記述を○×で回答してください。

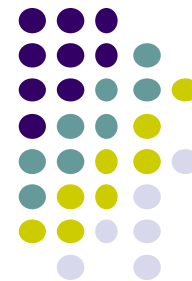
	質 問	回答 (○ or ×)
①	ドラグショベルを使用して掘削作業を行うときは、作業計画を作成周知する必要があるが、計画外の作業が生じても、その日に作成した作業計画で示された同機種で行われる場合に限り、改めて作業計画を作成周知する必要はない。	
②	クレーン機能付きドラグショベルで、クレーンとして使用していたが、オペレータがクレーンモードに切り替えずに作業していた。作業は定格荷重以内で行われていたので、問題ない。	
③	クレーン機能付きドラグショベルで、たまにクレーン作業も行っていった。法定点検は、ドラグショベルの項目を作業開始前・月例・年次と実施していたので、問題ない。	



# 令和4年 静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況

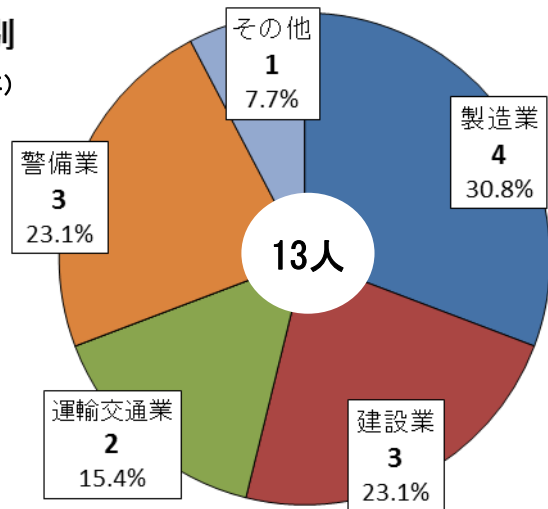


# 令和4年 静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況



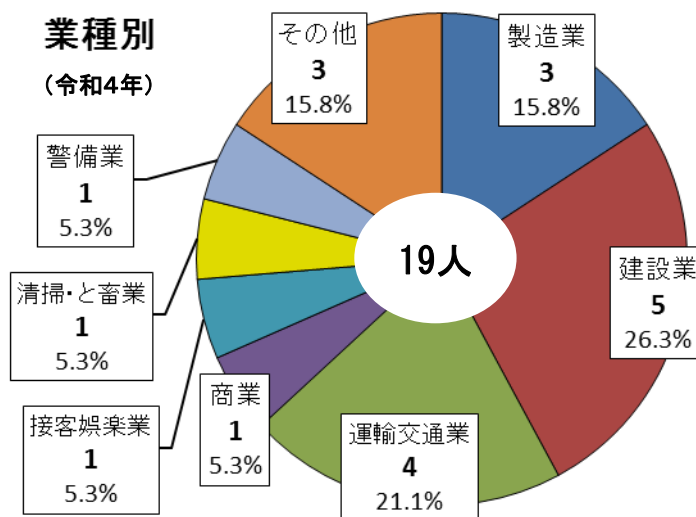
## 業種別

(令和3年)



## 業種別

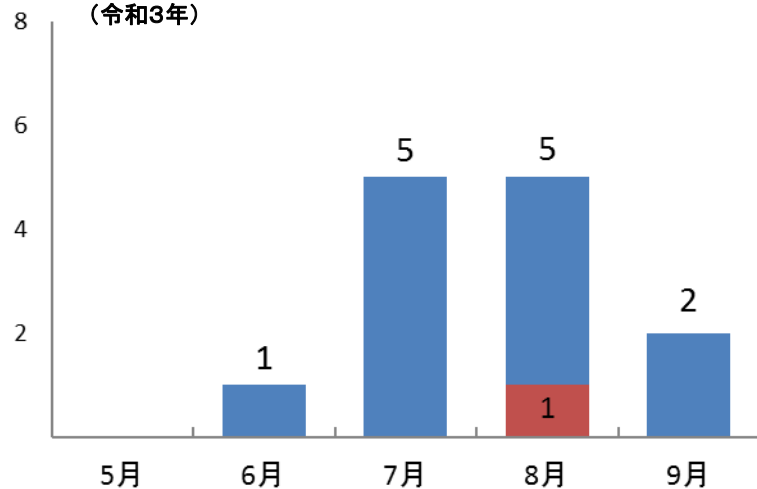
(令和4年)



## 発生月別

(令和3年)

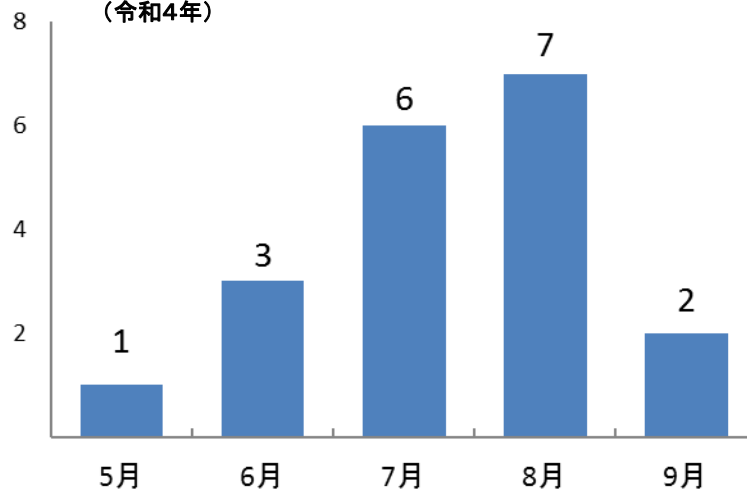
■ 死亡内数



## 発生月別

(令和4年)

■ 死亡内数





# WBGT測定の留意点

## 1. 正確に測定できる機器の導入

黒球付の測定器 JIS B 7922

## 2. 測定器の注意点

- ① 黒球を持ったり、通気口をふさがない
- ② 通気口にカバーが付いている機種では、必ずカバーを開けて測定する
- ③ 屋外で測定する時は、黒球が陰にならないようにして測定する
- ④ 地面や机等の上に直接置いて測定しない。手で本体を持つか三脚などに固定して測定する
- ⑤ 測定高さは1.1m程度
- ⑥ 値が安定してから（概ね10分程度）測定値を読み取る



# 足場に関する法改正について

## 1. 一側足場の使用範囲が明確化

幅が1 m以上ある場所で足場を組み立てるときは、原則本足場を使用しなければならない。

施行日：令和6年4月1日

## 2. 足場の点検時の点検者の氏名及び記録

事業者もしくは注文者は、足場の組み立て解体、または悪天候後等の後において、足場を使用する前に行う点検について、点検者を指名して点検及び補修を実施すること。また、その結果と点検者の氏名について記録の作成及び保存が必要になります。

施行日：令和5年10月1日



## 石綿則第3条の事前調査結果について、報告義務が始まりました

### • 事前調査結果報告とは

事前調査自体は、原則すべての工事で実施する必要がありますが、下記に示す規模の工事を行う施工業者等は、労働基準監督署及び自治体（大気汚染防止法に基づくもの）に対して、調査を実施した結果の報告（事前調査結果報告）をあらかじめ行う必要があります。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が税込100万円以上
船舶（鋼製のものに限る）	解体・改修	総トン数20トン以上





## 石綿則第3条の事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります

事前調査は、工事の規模にかかわらず解体及び改修工事時に必要になっていきますが、その調査を行うものは、以下の資格を有する者に限定されます。

※製造業等で自社の労働者が作業する場合も調査対象となることに留意。

資格名	対象範囲
特定建築物石綿含有建材調査者	すべての建築物
特定建築物石綿含有建材調査者	すべての建築物
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建て住宅・共同住宅の住戸内部に限る
令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの	すべての建築物
船舶建築物石綿含有建材調査者	船舶内装材

講習  
機関は  
こちら



施行日：令和5年10月1日着工工事から

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

#### ※危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
  - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
  - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
  - ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

ご清聴ありがとうございました

ご安全に！！

